

memo

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

鳥取県司法書士会

鳥取地方法務局

鳥取県土地家屋調査士会

～人権啓発キャッチコピー～

「誰か」のこと じゃない。



人権イメージキャラクター
人KENまわる君



人KENあゆみちゃん

人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです。

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間の騒音、
その他人権に関わる問題で悩みごとがあれば、お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

0570-003-110

子どもの人権110番 (通話料無料)

0120-007-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

パソコン・スマホ・携帯電話共通

外国語人権相談ダイヤル
(Foreign-language Human Rights Hotline)

0570-090-911

インターネット人権相談 検索 SOS-eメール

<http://www.jinken.go.jp/>

